

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）中間見直し原案の事務局からの修正点

資料3-2

No.	本文ページ	章	項目	修正理由	修正案
1	49	7 医療費の適正化の取組	(3)ジェネリック医薬品の使用促進 ①現状	最新のデータが公表されたため、本文を更新します。	グラフを更新し、本文を次のとおり修正します。 ○令和7年度(2月審査分)の埼玉縣市町村国保平均のジェネリック医薬品の数量シェアは、国が定めた目標である80%を達成しており、<u>89.8%(医科78.0%、調剤91.5%)</u>となっています。 ○令和7年度(2月審査分)の埼玉縣市町村国保平均のジェネリック医薬品の金額シェアは、国が定めた目標値の65%を下回る<u>61.8%(医科40.7%、調剤72.1%)</u>となっています。
2	53	7 医療費の適正化の取組	(6)適正受診・適正服薬の推進 ①現状	最新のデータが公表されたため、本文を更新します。	本文を次のとおり修正します。 ○令和7年4月1日現在、重複受診者、頻回受診者、重複服薬者、多剤服薬者を対象とした適正受診・適正服薬を促す取組を行っているのは、<u>63市町村(それぞれ31市町、32市町、61市町、57市町村)</u>です。